令和　年　月　日

受託者の要件に適合することを確認するための書類

氏名又は名称

※【】内は官報の発行に関する内閣府令における該当条項

１　書面等による官報掲載事項の提供又は書面官報の頒布（以下「書面等による提供等」という。）に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持を適切に行うための体制について【第27条第１項第２号関係】

　①情報管理、秘密保持に係る資格の有無、研修の受講履歴等の取組事項

　②情報管理、秘密保持に係る対策として、実施している事項

　③公開前情報を取り扱う者を限定することができる。　□はい　□いいえ

２　書面等による提供等の再委託【第27条第１項３号関係】

書面等による提供等に係る業務の全てを一括して他人に委託しない。

□はい　□いいえ

３　書面等による提供等を適正かつ確実に遂行するために必要な能力【第27条第１項４号関係】

①書面等による提供等を行うことが可能な区域（都道府県単位）

②１日当たりに送付可能な書面等の部数（１件につき、１日あたりの提供数量は、A4判32頁５冊程度）

　　　　　　　　　　　　　件

③現在、官報販売所として業務を行っている者は、現契約件数をご記入ください。

　　　　　　　　　　　件

うち、郵送等配送業者により実施する件数

　　　　　　　　　　　件

④③の部数を送付するために要する時間

　　　　　　　　　　　　　時間

⑤行政機関の休日を除き、書面等による提供及び閲覧ができる体制を整えられる。

□はい　□いいえ

　⑥希望者からの求めに応じて速やかに書面等を提供できる体制を整えられる。

　 □はい　□いいえ

４　欠格事項【第27条第１項５号関係】

次に掲げる者に該当しません。　□はい　□いいえ

イ　官報の発行に関する法律の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して２年を経過しない者

ロ　官報の発行に関する内閣府令第32条第１項の規定により委託を解除され、その解除の日から２年を経過しない者

ハ　法人であって、その役員のうちにイ又はロのいずれかに該当する者があるもの